

令和8年度医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業 Q & A

令和8年6月1日時点

整理番号	項目	質問	回答
1-1	事業の趣旨	給付金が2種類あるのはなぜか？	それぞれの給付金の目的及び対象施設が異なるためです。
1-2	交付・支給条件	国や市町村、県の他の給付金・補助金との併給は可能か。	同じ経費について、複数の補助金による補助を受けることは認められませんが、重複しない範囲での併給は可能です。
1-3	交付・支給条件	「原則として、本事業の支給額を活用して 令和7年12月から令和8年5月 までの間、対象職員のベースアップを実施する」とあるが、給付金の案内が送付されたのは6月である。12月～3月までの賃金改善を行えないため、申請対象外になるか。	3月までに賃金改善を実施することを原則としますが、やむを得ない場合は、 ・4月以降（原則6月まで）、昨年12月から本年3月までの 最大4ヶ月分の一時金の支給と4～5月のベースアップ または毎月決まって支払われる手当の引き上げ分の支給 ・4月以降（原則6月まで）、 昨年12月から本年5月 までのベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分の差額支給を行う場合も賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」となります。
1-4	申請	医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業のうち、賃上げ分は申請せず、物価上昇分のみ申請することは可能か？	賃上げ・物価上昇のどちらか一方のみの申請も可能です。
1-5	申請	申請期間はいつですか？	令和8年6月15日（月）～ 令和8年7月10日（金）になります。

令和8年度医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業 Q & A

令和8年6月1日時点

整理番号	項目	質問	回答
1-6	申請	申請期限当日の消印は有効か？	7月10日（金）の当日の消印は有効です。
1-7	申請	申請方法を教えてください。	専用の申請フォーム（WEB）から申請してください。
1-8	申請	事業所コードはどこに書いてありますか？	事前にお送りしている、ご案内文書の下部に記載がございます。
1-9	申請	複数の施設を運営している場合、申請は施設単位で行う必要があるか？	法人単位・事業所単位、いずれの方法でも申請可能です。
1-10	申請	申請後に誤りに気付いた場合、どうすれば良いか。	事務局までお問い合わせ願います。

令和8年度医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業 Q & A

令和8年6月1日時点

整理番号	項目	質問	回答
1-11	申請	申請に必要な書類は？	申請に必要な書類は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・支給申請書兼請求書 ・保険薬局における施設基準届出条件報告書（申請に薬局を含む場合のみ） ・振込先が分かる書類（預金通帳等の写し等） ※預金通帳等の写し：通帳表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）
1-12	入金	紙の通帳がない（ネットバンキング等）場合、通帳の写しは何を添付すれば良いか？	振込先の情報（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号、口座名義人（カタカナ名義含む））が分かるものをご提出くださいますようお願いいたします。
1-13	入金	申請完了後、振込みはいつ頃になりますか。	令和8年7月末日ごろ振込み完了することを予定しております。
1-14	入金	どこから振込されますか？（振込の名義はなんですか？）	本事業は「医療分野賃上げ・物価上昇支援金事務局」からの振込となります。振込名義は、「イリヨウブンヤチンアゲブッカジヨウシヨウシエンキンジムキヨク」です。
1-15	その他	給付金全般に係る問い合わせ先はどこですか。	「青森県医療分野賃上げ・物価上昇支援金事務局」（0120-013025：平日9時00分～17時00分）になります。
1-16	その他	金融機関コード、支店コードが分からない	通帳に記載がございましたが、銀行名と支店名を教えていただければ事務局でお調べいたします。

令和8年度医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業 Q & A

令和8年6月1日時点

整理番号	項目	質問	回答
3-1	事業の趣旨	青森県【医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業】給付金の目的は？	<p>【賃上げ支援事業】 医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等の従事者の処遇の改善につなげるため、医療機関等に対して賃上げに必要な経費として給付金を支給するための経費を支給し、確実な賃上げに繋げることを目的としています。</p> <p>【物価支援事業】 医療機関等が令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、診療等に必要経費に係る物価上昇へ対応するための給付金を支給するものです。</p>

令和8年度医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業 Q & A

令和8年6月1日時点

整理 番号	項目	質問	回答
3-2	対象施設	青森県【医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業】給付金の対象施設は？	<p>【賃上げ支援事業】 健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある①～④の施設です。なお、支給の条件は、令和8年1月1日において廃院・廃止している施設（本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している施設を含む。）は給付金の対象となりません。</p> <p>①有床診療所 ②無床診療所（医科・歯科） ③訪問看護ステーション ④薬局</p> <p>【物価支援事業】 健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある①～③の施設施設です。</p> <p>ただし、令和8年1月1日において廃院・廃止している施設（本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している施設を含む。）は給付金の対象となりません。</p> <p>①有床診療所 ②無床診療所（医科・歯科） ③薬局</p>

令和8年度医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業 Q & A

令和8年6月1日時点

整理番号	項目	質問	回答
3-3	対象施設	令和7年4月2日以降に施設を開設したが、青森県【医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業】給付金の対象となるか？	令和7年4月2日以降に施設を開設した場合でも、給付金の対象となる可能性がございます。詳細は【賃上げ支援事業】と【物価支援事業】それぞれの支給要件をご確認ください。
3-4	対象施設	令和8年3月1日時点で次のいずれかを届け出していないが、青森県【医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業】給付金のうち、賃上げ支援事業の対象となるか？ <ul style="list-style-type: none"> ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ・入院ベースアップ評価料（医科） ・入院ベースアップ評価料（歯科） ・訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 	<p>【診療所・訪問看護ステーション】</p> <p>令和8年3月1日時点において、院長と医療に従事しない専ら事務作業を行う職員のみ診療所（下記参照）等、これまで制度上、ベースアップ評価料を届け出ることができなかった施設であって、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ている場合は、対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師である院長 ・歯科医師である院長 ・医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員 <p>【薬局】</p> <p>令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ている場合は、対象となります。</p>

令和8年度医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業 Q & A

令和8年6月1日時点

整理番号	項目	質問	回答
3-5	対象施設	青森県【医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業】給付金の対象となる施設だが、令和8年1月2日以降に事業譲渡等による廃院・廃止をした。施設類型を変更し診療等を継続している場合、本給付金の対象となるか？	⇒物価支援事業は医療機関等が足元の物価高騰に対応できるよう措置したものであるため、令和8年3月31日まで運営を継続している施設は対象となる。 他方、賃上げ支援事業は確実な賃上げに繋げることを目的としているため、令和8年6月1日以降も運営され、同年8月1日まで運営を継続している施設を対象とするが、当該施設が同年7月31日までに廃院・廃止した場合でも同一法人内の共通の給与体系の中で当該施設の職員の雇用が継続されている場合は対象として差し支えありません。 なお、本事業の給付金の支給を受けた後、施設類型を変更した場合であっても、変更後も診療を継続している場合は支給対象となります。（国QA7番）
3-6	対象施設	青森県【医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業】給付金のうち、物価支援事業に訪問看護ステーションが含まれないのはなぜか？	訪問看護ステーションについては、別事業による支援を予定しておりますので、今回の物価支援事業の対象施設には含んでおりません。
3-7	対象施設	青森県【医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業】給付金対象施設に病院が含まれないのはなぜか？	病院については、国が直接支援を行うためです。

令和8年度医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業 Q & A

令和8年6月1日時点

整理番号	項目	質問	回答
3-8	交付・支給条件	青森県【医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業】給付金（賃上げ支援事業）の額は？	<p>以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有床診療所 許可病床数×72千円 （使用許可病床数が2床以下の場合150千円/施設） ・無床診療所 150千円/施設 ・歯科診療所 150千円/施設 ・訪問看護ステーション 228千円/施設 ・薬局 <p>(1)所属する同一グループ内の保険薬局の数1～5： 145千円/施設</p> <p>(2)所属する同一グループ内の保険薬局の数6～19： 105千円/施設</p> <p>(3)所属する同一グループ内の保険薬局の数20～： 70千円/施設</p>

令和8年度医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業 Q & A

令和8年6月1日時点

整理番号	項目	質問	回答
3-9	交付・支給条件	青森県【医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業】給付金（物価支援事業）の額は？	以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・有床診療所 許可病床数×13千円 （使用許可病床数が13床以下の場合170千円/施設） ・無床診療所 170千円/施設 ・歯科診療所 170千円/施設 ・薬局 (1)所属する同一グループ内の保険薬局の数1～5： 85千円/施設 (2)所属する同一グループ内の保険薬局の数6～19： 75千円/施設 (3)所属する同一グループ内の保険薬局の数20～： 50千円/施設
3-10	交付・支給条件	青森県【医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業】給付金における許可病床数の考え方は？	令和7年8月1日時点での使用許可病床数となります。 ただし、病床数適正化支援事業給付金の支給を受けて削減した病床数は除きます。
3-11	交付・支給条件	賃金改善の内容には、賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分は含むのか？	含みます。

令和8年度医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業 Q & A

令和8年6月1日時点

整理番号	項目	質問	回答
3-12	交付・支給条件	青森県【医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業】給付金を活用して、専ら医療に従事しない事務職員の賃上げを行うことは可能か？	可能です。(3-4を参照)
3-13	交付・支給条件	青森県【医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業】給付金を活用して、令和6年度に賃上げした部分に充てることはできるか？	できません。 ただし、既に令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を超えるベースアップを実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間における当該2.0%を超える部分を本事業の実績額とすることができます。
3-14	交付・支給条件	青森県【医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業】給付金の賃上げ分は、令和7年12月から令和8年5月までの賃上げに充てることを想定しているが、令和8年6月以降の賃上げは何を原資にすれば良いか？	令和8年6月以降の賃上げは、令和8年度診療報酬改定によるベースアップ評価料が原資となります。

【薬局分】令和8年度医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業Q & A

令和8年6月1日時点

整理番号	項目	質問	回答
4-1	申請	賃上げの補助金は必ず申請しなければいけないか	令和8年6月以降もベースアップ後の賃金水準を維持することが可能な場合、申請してください。
4-2	交付・支給条件	所属する同一グループ内の保険薬局とは	令和7年8月1日現在で厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）」に記載の令和7年4月30日現在の数となります
4-3	交付・支給条件	令和7年8月1日現在で厚生局へ届出を行った「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）」に記載の令和7年4月30日現在の数から変更があった場合は、現在の数による申請でよいのか	基準日は令和7年4月30日現在の数になります。その後の増減があったとしても、区分（申請金額）の変更はできません。
4-4	交付・支給条件	令和7年4月30日以降に開設した薬局の取扱いは	令和7年5月1日以降に開設した薬局については、本事業の申請時点で運営している店舗数に応じた支援となります。その場合には、開設届等で店舗数を確認します。
4-5	交付・支給条件	申請にあたって、令和7年度定例報告の「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）」が手元にない	申請に必要なため、直接東北厚生局へ確認をお願いいたします。
4-6	交付・支給条件	薬局のベースアップ評価料とは	令和8年診療報酬改定で新設されたものです。
4-7	交付・支給条件 実績報告	ベースアップ評価料は必ず届け出なければいけないのか	令和8年6月1日現在でベースアップ評価料を届け出ていることが必要です。

【薬局分】令和8年度医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業Q & A

令和8年6月1日時点

整理番号	項目	質問	回答
4-8	交付・支給条件	賃上げ支援の対象者は誰か	対象となる職員は 労働契約を締結している者（非常勤職員を含む）のうち、 ①対象医療機関の管理者 ②薬局を開設する法人の理事長、 薬局を運営する個人事業主 ③薬局開設者 以外の方です。
4-9	交付・支給条件	令和8年6月以降の原資は	令和8年診療報酬改定により新設されるベースアップ評価料が原資となります。
4-10	交付・支給条件	今回の給付金を原資に賃上げを行うが、不足する場合は追加の給付はあるか	今回の定額給付のみです。